

ラスパイルス指数

ラスパイルス指数とは、一般行政職の給与水準を比較するために用いられる指数です。地方公共団体の一般行政職員の学歴別・経験年数別の構成など国と同一と仮定し、国の平均給与額を100として算出しています。津別町および近隣自治体の指数は表6のとおりです。

表6 ラスパイルス指数 (平成19年4月1日現在)

| 市町村名 | ラスパイルス指数 | 市町村名 | ラスパイルス指数 | 市町村名 | ラスパイルス指数 |
|------|----------|------|----------|------|----------|
| 国 | 100.0 | 北海道 | 90.5 | 津別町 | 97.6 |
| 美幌町 | 97.4 | 北見市 | 94.9 | 網走市 | 97.3 |
| 大空町 | 96.8 | 訓子府町 | 99.0 | 置戸町 | 99.0 |
| 小清水町 | 98.8 | 清里町 | 95.9 | 斜里町 | 96.3 |

表1 人件費の状況 (地方財政状況調べ：普通会計)

| 区分 | 歳出総額(A) | 人件費(B) | 人件比率(B/A) |
|--------|------------|--------------|-----------|
| 平成18年度 | 59億2,355万円 | 10億4,382万3千円 | 17.6% |

・特別職に支給される給料、報酬などを含む。

表2 職員給与費の状況(一般会計当初予算)(特別職を除く)

| 区分 | 職員数(A) | 給与 | | | 1人当たり給与(B/A) | |
|--------|--------|-------------|-----------|-------------|--------------|-------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | | |
| 平成18年度 | 112人 | 4億9,779万6千円 | 6,871万円 | 2億7,66万9千円 | 7億7,417万5千円 | 691万円 |
| 平成19年度 | 105人 | 4億6,873万3千円 | 6,062万6千円 | 1億9,446万1千円 | 7億2,382万円 | 689万円 |

・職員手当は、退職手当、期末・勤勉手当を除いた諸手当の総額です。
・給与費は当初予算に計上した額で、教育長を含んでいます。

表3 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況
給与実態調査(平成19年4月1日現在)

| 区分 | | 経験年数 | | | |
|-------|-----|-----------|------------|------------|------------|
| | | 5年以上10年未満 | 10年以上15年未満 | 15年以上20年未満 | 20年以上25年未満 |
| 一般行政職 | 大学卒 | 235,075円 | 298,529円 | 315,700円 | 387,950円 |
| | 高校卒 | 176,800円 | 233,500円 | - | 355,340円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | - | 257,567円 | 307,700円 | 336,533円 |

- 表示は該当者なし。

表4 職員の平均給料月額と平均年齢の状況
給与実態調査(平成19年4月1日現在)

| 区分 | 一般行政職 | | 技能労務職 | |
|-----|----------|--------|----------|--------|
| | 平均給料月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
| 津別町 | 375,271円 | 46.11歳 | 343,655円 | 48.11歳 |

国家公務員行政職(一)月額俸給+地域手当等 351,921円 40.7歳

表5 特別職の給料・報酬の状況
(平成19年4月1日現在)

| 区分 | 給料月額等 | 期末手当 | |
|----|----------|----------|-------------|
| 給料 | 町長 | 750,000円 | 計 3.00月分 |
| | 副町長 | 650,000円 | |
| | 教育長 | 580,000円 | |
| | 議長 | 300,000円 | |
| 報酬 | 副議長 | 240,000円 | |
| | 常任委員長 | 215,000円 | |
| 議員 | 198,000円 | | |

期末手当の職務加算(15%)は無し

給与費

給与費とは人件費の中の職員給与と諸手当の合計です。この給与費の平成19年度の一般会計における予算状況は、合計で7億2,382万円。内訳は表2のとおりとなっています。

平成17年度より総務省から提供された共通様式による情報を町のホームページで公開しています。3月中に更新予定です。どうぞご覧ください。
HPアドレス【<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>】
問い合わせ先 役場庶務係 ☎76 - 2151内線208 : 209



職員給与・職員数の状況を公表します

役場職員の給与は、その職務に応じた給料と諸手当からなっており、国家公務員やほかの地方公共団体などの給与との均衡などに考慮した上で決められており、町議会で議決された条例に基づき支給されています。町ではその職員の給与などの状況について、町民の皆さんに対して、毎年、そのあらましを公表しています。

人件費

平成18年度決算の人件費は、町の歳出総額の17.6%を占めています。
人件費とは、職員や特別職(町長、助役、収入役、議員、各種委員など)に支給される給料や報酬のほか、使用者が負担する健康保険や退職手当といった共済費なども含まれます。

特別職の給与・報酬

町長、副町長、教育長、議会議員の給料月額等と期末手当の支給割合は、表5のとおりです。

職員手当

職員手当には、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当など、いろいろな種類があります。そのうち一番大きいものが、民間の賞与に当たる期末・勤勉手当です。町の職員の場合は、あらゆる手当の支給割合または額が条例で定められています。例えば期末手当は年間で3.0カ月分、勤勉手当が1.5カ月分で合計4.5カ月となっています。

主な職員手当の内容は表7のとおりです。表7以外にも通勤手当、特殊勤務手当、管理職手当、寒冷地手当などが支給されています。管理職手当は、19年度中30%の減額をしています。

職員数の状況

平成19年4月1日現在の職員数は、137人です。平成18年度と比べ、7人の減となっています。これらの職員の部門別配置は、表9、また職務、職階を表す級別の状況は表10のとおりです。

なお、表9、10の職員数とは、地方公務員の身分を持っている職員の人数です。身分を持つ退職者や派遣職員などは含まれますが、臨時職員や非常勤職員は除かれます。

表7 主な職員手当の内容

①扶養手当 (平成19年4月1日現在)

| 世帯の形態 | 配偶者 | 第1子 | 第2子以降 |
|------------------|---------|---------|--------|
| 扶養親族である配偶者を有する場合 | 13,500円 | 6,500円 | 6,500円 |
| 配偶者がいない場合 | — | 11,000円 | 6,500円 |
| 扶養親族でない配偶者を有する場合 | — | 6,500円 | 6,500円 |

満15歳から22歳の子については、5,000円を加算する。

②住居手当

| | |
|-----------------------------|---|
| 借家等の場合(家賃が12,000円を超えるものに限る) | 家賃の額に応じて、27,000円を限度に支給する。 |
| 自宅の場合 | 2,500円(新築、購入後5年間に限り1,500円加算) 他の助成制度を受けている場合は1,900円 |

表9 部門別職員数の状況 (定員管理調査 各年4月1日：人)

| 区分 | 期末 | 勤勉 | 職務加算 | 職階 | 職員数 | | | 対前年増減数 | | | |
|-----|--------|---------|---------|----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|--|
| | | | | | 19年 | 18年 | 17年 | 19年 | 18年 | 17年 | |
| 津別町 | 6月 | 1.40カ月分 | 0.75カ月分 | 有 | | | | | | | |
| 別 | 12月 | 1.60カ月分 | 0.75カ月分 | | | | | | | | |
| 町 | 計 | 3.00カ月分 | 1.50カ月分 | | | | | | | | |
| 国 | 津別町と同じ | | | | | | | | | | |

職務加算(5~15%)は40%~50%の減額。

表8 初任給の状況 (試験採用：平成19年4月1日現在)

| 区分 | 級・号俸 | 決定初任給 |
|-------|------|-----------------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 1級25号俸 172,200円 |
| | 短大卒 | 1級15号俸 152,800円 |
| | 高校卒 | 1級5号俸 140,100円 |

表10 級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 計 |
|----------|--|--|---|--|------------|------|------|
| 標準的な業務内容 | 主事・技師 保健師・公務補 技手・介護員 栄養士・看護師 調理員 | 主事・技師 保健師・公務補 技手・介護員 栄養士・看護師 調理員 | 係長・主査 主任・主任技手 主任介護員 主任調理員 主任公務補 | 係長・主査 主任技手 主任介護員 主任調理員 主任公務補 | 課長 課長補佐 | 課長 | 計 |
| 平成19年度 | 1人 | 6人 | 47人 | 63人 | 13人 | 6人 | 136人 |
| 構成比 | 0.7% | 4.4% | 34.6% | 46.3% | 9.6% | 4.4% | 100% |
| 平成18年度 | 1人 | 6人 | 49人 | 66人 | 11人 | 10人 | 143人 |
| 構成比 | 0.7% | 4.2% | 34.3% | 46.1% | 7.7% | 7.0% | 100% |

平成19年度から8級制を6級制に変更しました。平成18年度は6級制に直して掲載しました。